

発議案第13号

奨学金金利の急騰に対する救済措置を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月17日

八千代市議会議長 塚本路明 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	三田登
	同	飯川英樹
	同	大竹秀樹
	同	高山敏朗

提案理由

国に対し、奨学金金利の急騰に対する救済措置を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

奨学金金利の急騰に対する救済措置を求める意見書

本年5月、東京債券市場で長期国債の金利が一時2.8%と29年半ぶりの高水準となり、住宅ローンの返済や中小企業の資金借入れのほか、奨学金の返済にも重大な影響を及ぼしている。

学生の3人に1人が文部科学省所管の日本学生支援機構の奨学金制度を利用しているが、8割は返済が必要な貸与奨学金で、そのうちの7割（約62万人）は有利子となっている。2017年度に給付型が創設されたものの、所得や成績の要件があり、利用できる人は限られている。

2022年4月に大学に入学し、月12万円、4年間で総額576万円を借りて、本年3月に卒業した場合、入学時点の利率で想定していた返済総額は約605万円である。しかし、利率は卒業時点で決定するため、金利の上昇により返済総額は約734万円と、当初の見込みより約130万円も増え、返済者の生活設計が崩れてしまう深刻な事態となっている。

奨学金金利の上昇により、日本の未来を担う若い世代が過度の負担を強いられ、将来の見通しが立てられない事態を防ぐため、国は奨学金金利の急騰に対して早急に救済措置を講ずるべきである。

よって、本市議会は国に対し、奨学金金利の急騰に対する救済措置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様